

岩木川・鶴見川・庄内川に関する補足説明資料

平成17年4月12日
国土交通省 河川局

岩木川中流部の土地利用

青森県土地利用基本計画図を基に作成)

●●● 自然堤防

幡龍橋

岩木川・平川合流部

岩木川

平川

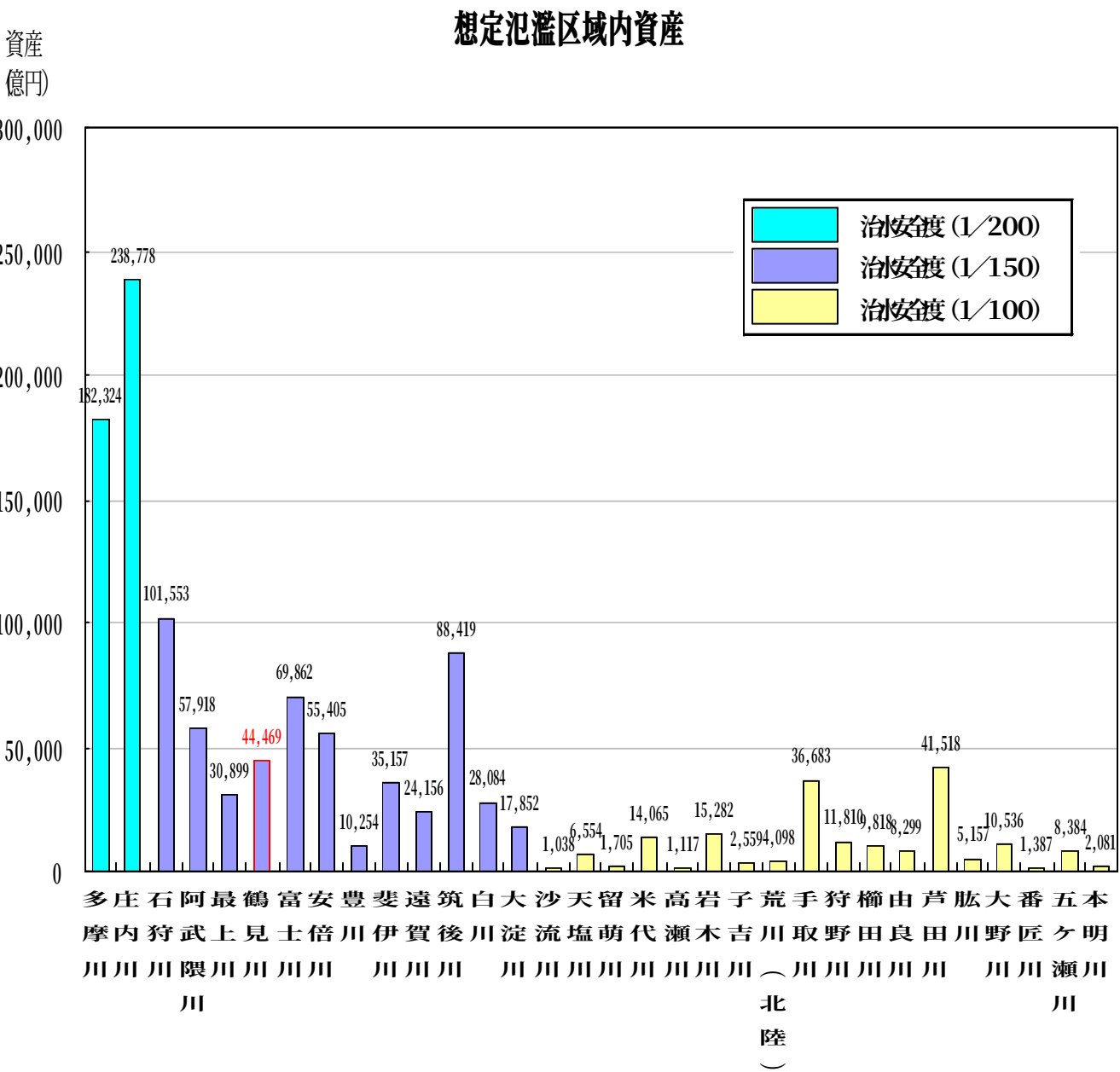
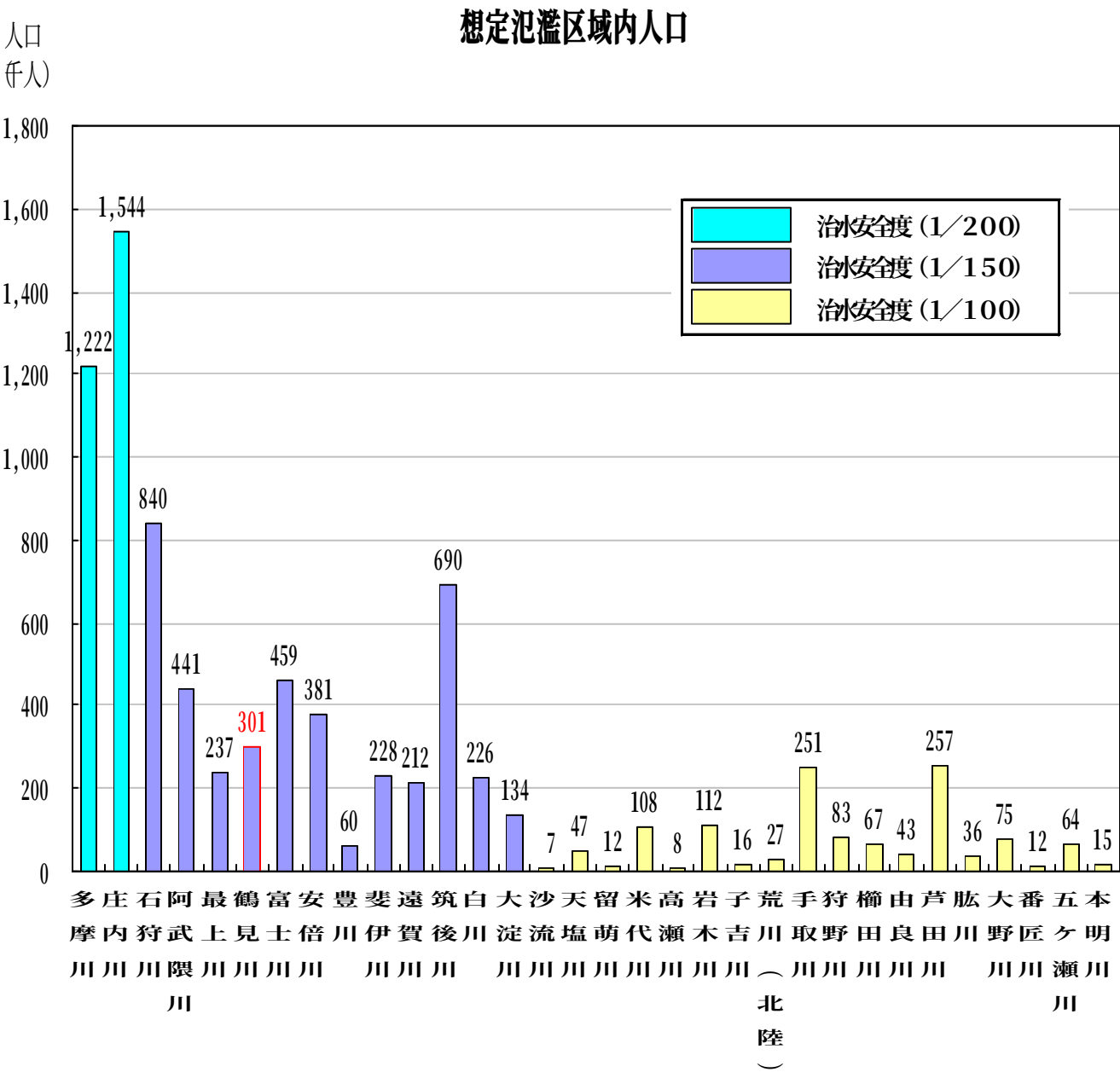
浅瀬石川

凡	例
五 地 域	記 号
参 考 表 示	
都市地域	
市街化区域	
市街化調整区域	
その他都市計画区域 における用途地域	
農業地域	
農用地区域	

中流部の自然堤防の区間の広い高水敷にあたる区域については、土地利用基本計画により農業振興地域（農用地区域）として指定されており、今後とも農用地として利用される計画。

河川の治水安全度は、想定される被害、地域の社会的経済的特性、過去の災害の履歴などを考慮して設定。

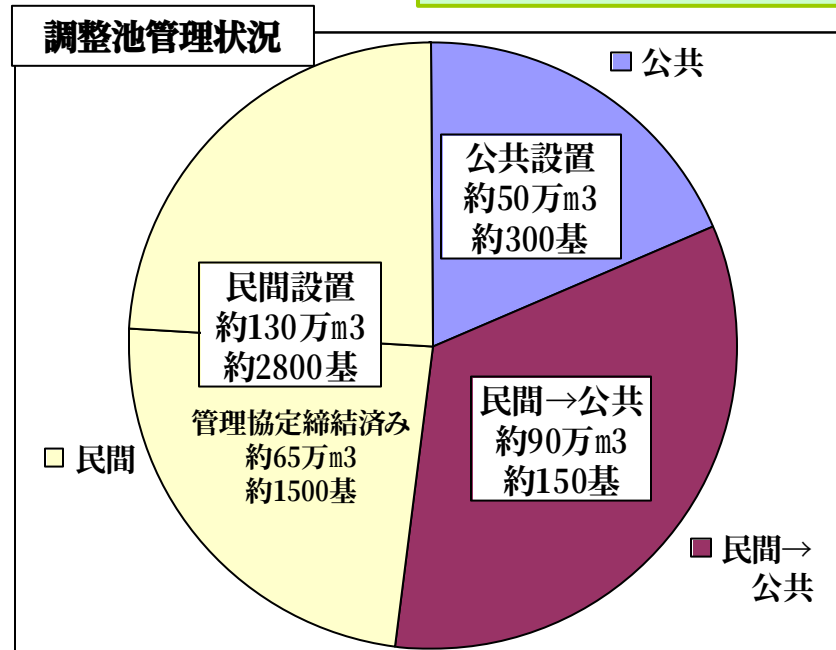
河川整備基本方針策定済み河川の想定氾濫区域内人口・資産比較



鶴見川流域における調整池の保全について

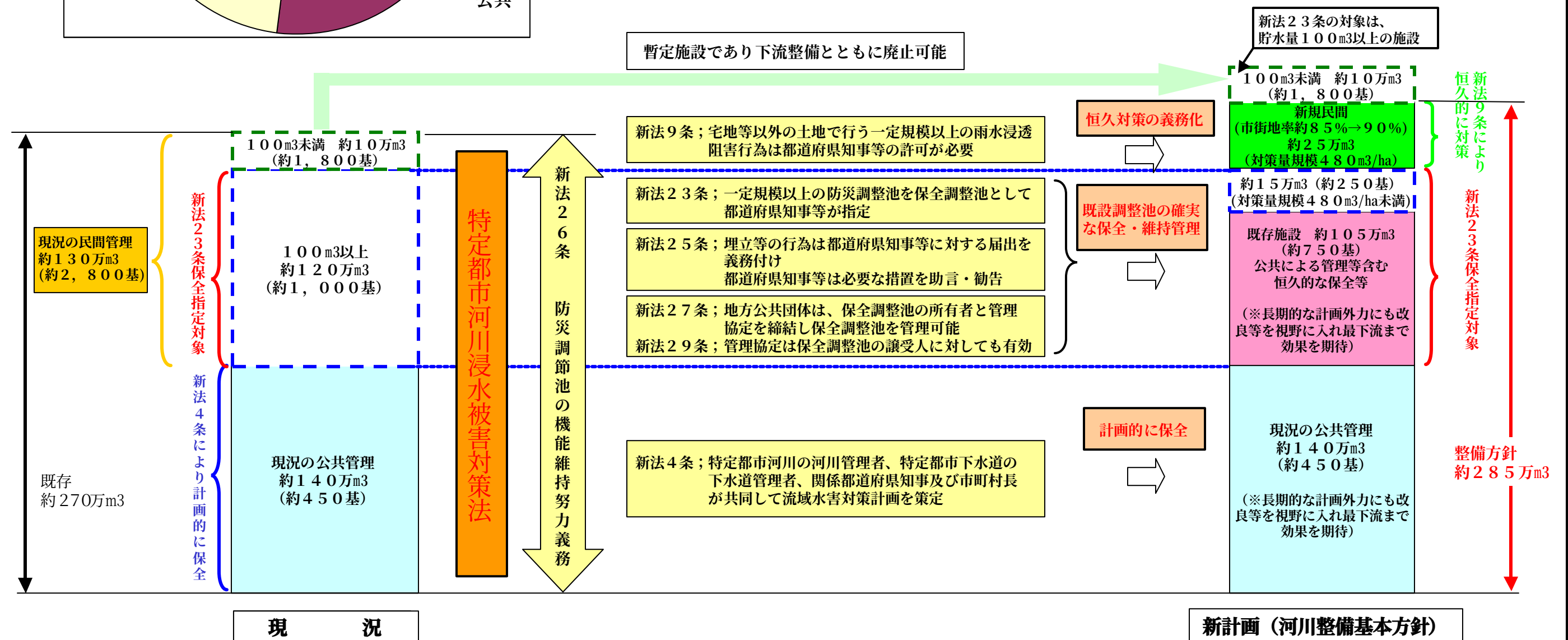
鶴見川水系

特定都市河川浸水被害対策法制定以前にも、調整池の保全に向けて、各自治体において民間調整池の公共移管、管理協定の締結が取り組まれてきたところ。



- 民間から公共へ移管（無償移管）されたものは90万m³（150基）と全体の3割程度。
 - 民間設置の調整池約130万m³のうち5割の65万m³において管理協定（民間に一定水準の管理を求める協定）を締結。
- ただし、ほとんどの場合で、調整池の所有権を第3者に移転すると管理協定が承継されない。（町田市では、条例により、一回の移転に限り承継）

特定都市河川浸水被害対策法により、調整池の保全及び維持管理について、より効果的な措置が可能。



庄内川水系高水計画 案)について

庄内川水系

以下の理由から既定計画と同様に上流多治見地点 1/ 100、下流枇杷島地点 1/ 200とする。

・流域面積の規模からは、水系の治水計画の基準地点を1地点としても2地点としても特に問題ない。

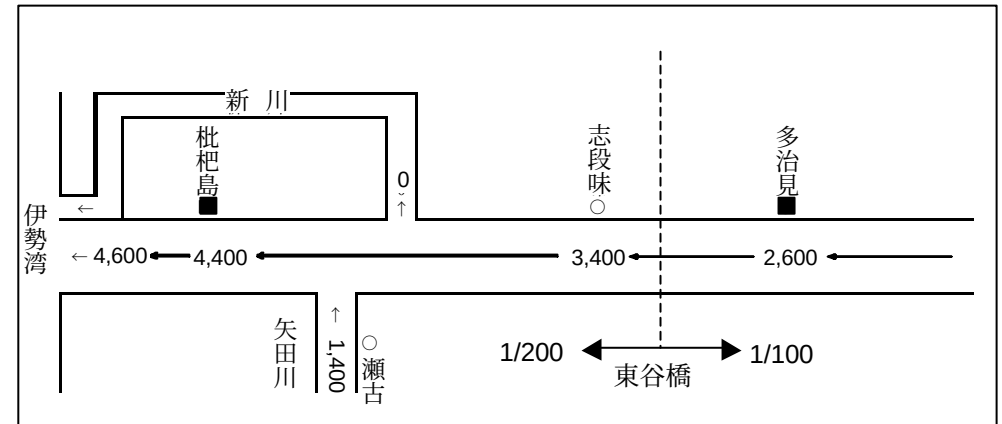
・溪谷部により、その上流と下流では氾濫形態が異なる。

・下流の氾濫域には中部圏の中核機能を抱える大都市地域が広がっていること。

・下流基準地点枇杷島基準の計画規模 1/ 200と上流多治見地点の計画規模 1/ 100の高水流量に大きな差異がないこと。

流域面積	枇杷島地点 上流域面積	多治見地点 上流域面積
1, 010km ²	705km ²	367km ²

基本方針流量配分図案



工事実施基本計画

基準地点	計画規模	計画降雨量 (mm/日)	基本高水のピーク 流量(m ³ /s)	計画高水 流量(m ³ /s)
多治見	1/100	229	2,700	2,400
枇杷島	1/200	250	4,500	4,200

河川整備基本方針案

基準地点	計画規模	計画降雨量 (mm/24時間)	基本高水のピーク 流量(m ³ /s)	計画高水 流量(m ³ /s)
多治見	1/100	305	3,200	2,600
枇杷島	1/200	376	4,700	4,400

計画の対象とする区間

・枇杷島基準 1/ 200

濃尾平野上流端 東谷橋) より下流

・多治見基準 1/ 100

溪谷部から上流の多治見市、土岐市等